

【長崎県】
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	長崎県教育委員会
担当課名	教育庁体育保健課
電話番号	095-894-3393

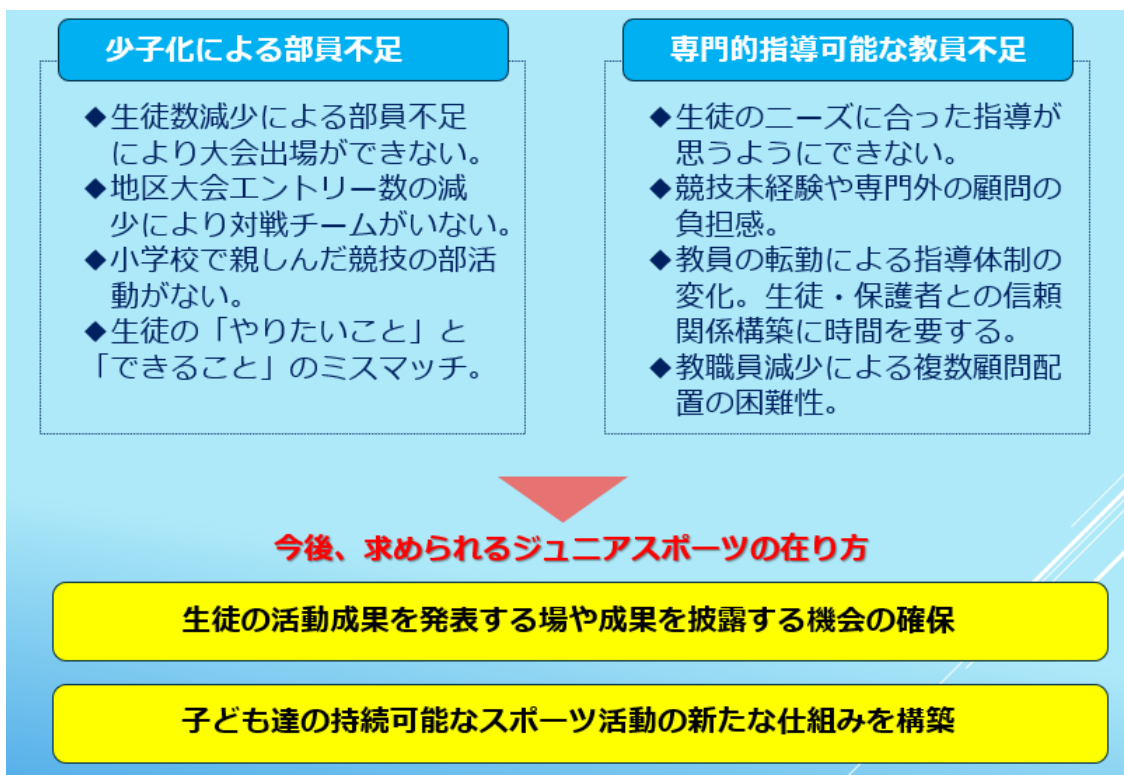
1. 自治体の基本情報

基本情報

人口	131.4万人	部活動数	1,358部活
市区町村数	13市8町	都道府県の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
公立中学校数	167校	都道府県の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済み
公立中学校生徒数	33,136人		

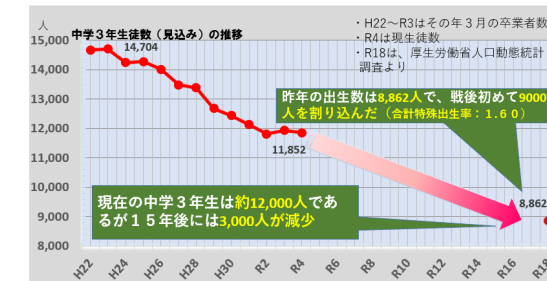
実証事業に参加した市区町村数	2市3町
----------------	------

地域連携・地域移行における都道府県の現状・課題



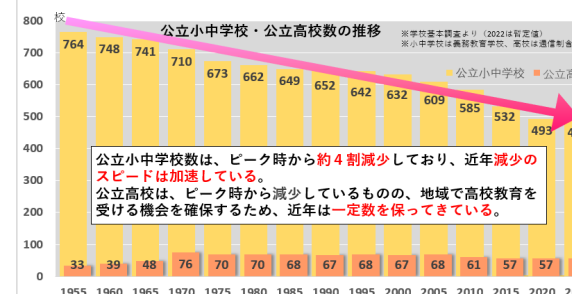
本県における少子化・人口減少の加速化

15年後の本県の中学3年生の数は3000人減少



本県の公立中学校の数と生徒数の推移

子どもの数の減少にあわせて、学校の数は減り続けている

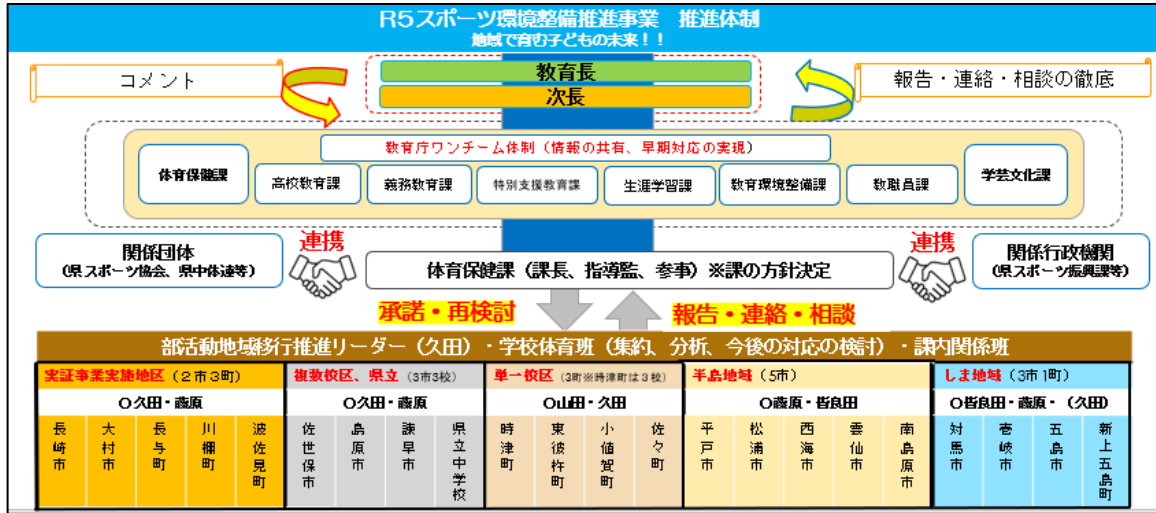


● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

2. 実証内容と成果

運営体制・役割

▼事業実施体制図（都道府県と市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

- ・教育委員会（体育保健課）
検討委員会開催、情報発信、関係団体との連絡調整
- ・首長部局（スポーツ振興課）
検討委員会への参加、関係団体との連絡調整

▼関係団体内での役割分担

- ・長崎県中学校校長会、
検討委員会への参加、中学校との連絡調整
- ・長崎県中学校体育連盟
検討委員会への参加、中学校部活動との連絡調整
- ・長崎県スポーツ協会
検討委員会への参加、競技団体との連絡調整
- ・県PTA連合会
検討委員会への参加、各校PTAとの連絡調整

年間の事業スケジュール

	実施内容
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	補正予算計上
10月	令和5年度第1回部活動地域移行担当者会の開催
11月	第7回長崎県部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する検討委員会開催
12月	令和5年度第2回部活動地域移行担当者会の開催
1月	第8回長崎県部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する検討委員会開催
2月	令和5年度第3回部活動地域移行担当者会の開催

※年間を通して、各市町を訪問し、検討委員会等の参加、指導助言の実施

※年間を通して関係団体と連携し、説明会、研修会等の実施

※「指導者エントリーシステム」の構築

2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保証・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

▼取組項目名：ア. 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

課内に部活動地域移行推進リーダーを配置し、各市町・関係団体との連携・協力体制の推進を図り、運営団体・実施主体の持続可能な運営体制の構築に対する指導助言や連絡調整を行い、県下の円滑な地域移行を推進する。

取組の成果

県内21全市町において、検討委員会、協議会等が設立され、地域移行に向けた取組についての検討が行われている。長与町においては、町内の全中学校の休日の運動部活動の地域移行を完了。

特に工夫した事項

運動部活動の地域移行を円滑に推進するため、各市町を丁寧に支援。以下のような方針で対応を重ねた。

- 県と市町が連携して取組む。
- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動活動を構築するという観点に立つ。
- 地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図る。
- 地域間での体験格差を解消することを目指す。

2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保証・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

▼取組項目名：イ：指導者の質の保証・量の確保

取組事項

指導者の確保に向け、「指導者エントリーシステム」を構築し、競技団体や大学生、退職教職員など協力いただける人材の発掘を行い、市町に対して人材リストの提供を行う。また、関係団体と連携して指導者の研修会を実施し、質の向上を図る。

取組の成果

地域で行われる「地域スポーツクラブ活動」や「学校運動部活動」の指導に携わっていただく方を募集し、指導者の確保、質の向上に資するために「長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動指導者エントリーシステム」を構築中

特に工夫した事項

- ①本県の実態に合ったものになるよう、職員が調査・研究しシステムを設計
- ②スマートフォンからの登録も可能。
- ③市町教育委員会、競技団体、関係団体等、幅広く周知予定。
- ④人材の掘り起こしの観点からも、「学校運動部活動外部指導者」についても募集。
- ⑤運用開始の時期。

今後の課題と対応方針

- 安定した指導者の確保につなげるための、継続した周知方法の検討。
- 新たな人材確保のための掘り起こし策の検討。
- 登録した指導者の資質向上のための研修や講習の在り方。

2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

取組内容

▼取組項目名：ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

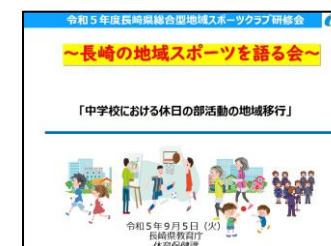
競技団体や大学、企業等との連携強化を図り、地域クラブ活動の体制整備や指導者確保、指導者研修等を推進する。

取組の成果

スポーツ主管課やスポーツ協会等、教育委員会以外が主催する研修会に、市町の部活動地域移行担当者も受講できるようにすることにより、同じ情報を共有し、関係団体との連携体制の構築や、関係者同士の連携を図ることができた。



【取組例：長崎県スポーツ協会との連携】



特に工夫した事項

- 総合型地域スポーツクラブ等地域スポーツ関係者と教育委員会部活動地域移行担当者が、それぞれの立場で意見交換ができる機会を設定した。
- 特に、学校側が、受け皿となりうる地域スポーツ団体（総合型クラブ等）に関する認識が課題としてあげられていたため、地域スポーツ団体側の事例発表等の機会を設定した。



【取組例：長崎県スポーツ協会との連携】

今後の課題と対応方針

- 学校部活動が地域スポーツ活動に円滑に移行できるよう、更なる関係団体との連携した取組みの実践。
- 講演会の開催等、それぞれの立場の関係者が一堂に会し、相互理解を深める機会の創出。
- 連携した取組みの継続

2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保証・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組



取組内容

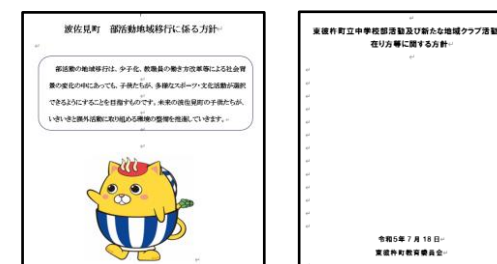
▼取組項目名：エ：面的・広域的な取り組み

取組事項

●全市町において、地域の実情に応じた休日の地域スポーツ活動についての地域モデルの創出に向けた方策や課題に対する指導助言。

取組の成果

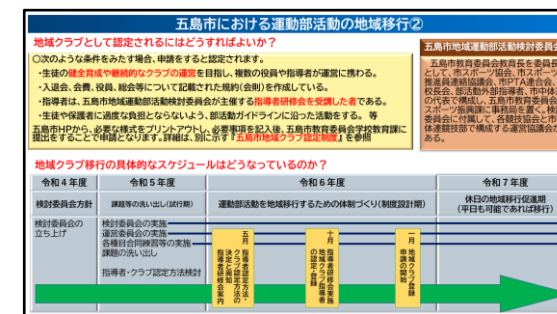
- 各市町の実情に応じた取組
- 全市町において、協議会等が設立された。
(21市町/21市町)
 - 14市町においてロードマップ・方針等が策定された。
(14市町/21市町)
- ※(R6.2.25現在)



【参考：市町作成方針例】

特に工夫した事項

- 少子化が進むなど環境が厳しくなっている地域に早い時期から訪問する等、丁寧に対応するようにした。
- 地域クラブ活動は、原則的に受益者負担であることを理解してもらおうよう努め、併せて保護者の負担軽減策をそれぞれの地域の実情に合わせ検討するように助言した。



【参考：離島地区のロードマップの例【五島市】】

今後の課題と対応方針

- 早い段階でのロードマップ、方針等の全市町での策定完了。
- ロードマップに沿った、地域移行に向けた取組の着実な実践。
- 【改革推進期】(R5～7)後の、地域クラブ活動の発展のための検討。

2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
 イ：指導者の質の保証・量の確保
 ウ：関係団体・分野との連携強化
 エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実
 カ：参加費用負担の支援等
 キ：学校施設の活用等
 ク：その他の取組



取組内容

▼取組項目名：オ：内容の充実

取組事項

- ・長崎県部活動地域移行担当者会の開催（年間3回）

取組の成果

- 担当者同士の情報交換、成果や課題の共有
- 県から各市町へ、情報発信の統一化
- 全県的な意見交換による共通理解

令和5年度第3回長崎県部活動地域移行担当者会議	
1. 開会	部活動移行の進捗及び各市の部活動移行推進等の現状を共有し、行進の推進や地域移行を促す。
2. 部 活	14:30～15:30 (14:30～15:30) (14:30～15:30)
3. 部 活	15:30～16:30 (15:30～16:30) (15:30～16:30)
4. 閉 会	16:30～17:00
・開会行事	14:30～14:35
・開 閉	14:35～15:05 <small>・開会式・挨拶 ・部活動移行の進捗について ・部活動移行推進事業について ・部活動移行推進協議会・地域移行推進の進捗について</small>
・閉 会	15:30～16:30 <small>・部活動移行の進捗について ・部活動移行推進事業について ・部活動移行推進協議会について</small>
・閉 会	16:30

【参考：担当者会実施要項】

特に工夫した事項

- 第1回、2回はオンラインで実施し、3回目は対面での開催。
- 担当者同士が直接意見交換や情報収集ができるよう、同様の課題を抱える地域同士をグループ分けしてディスカッションの場を設定。その際、それぞれのグループに職員を配置し、その都度、意見集約やアドバイスを行った。
- 担当者に事前に協議内容を送付し、担当者会の活発な意見交換を図った。
- 特に、「指導者エントリーシステム」（人材バンク）の構築においては、市町が活用しやすいように、担当者にも積極的に意見を募り反映させる予定。

令和5年度第3回長崎県部活動地域移行担当者会議

各市町からのご意見

- 「学校運動部活動外部指導者（外部コーチ）の募集の必要性の是非、ニーズの有無」等今後の地域移行を促進し、市町をまたいで協議に出席できる人材の掘り起こし。 ※協議以降にも、アドバイザー、現職者の確保の必要性について
- 県としては、登録の段階では、応募資格として、教員免許状や競技等の指導資格等の条件は設けていないが、不都合あるか。 ※まずは、広く人材を確保する、人材をどのようにどのタイミングでフェルターにかけるかの検討が必要。
- 個人情報の取り扱いについて、市町と情報共有する際の条項等の有無。 ※例えば、個人情報について、県からの情報提供を受けることができない市町の有無や情報提供を受けるにあたり、個別の手続きが必要になる等。

【参考：各市町において意見の共有】

今後の課題と対応方針

- 県内各市町の進捗状況の差を縮小させるための支援
- 担当者会の継続及び内容のさらなる充実を図るための検討

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

運動部活動地域移行の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始（本県は6年度から開始）から3年後の令和7年度末を目途**
 （合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、
 地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、
 地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等
 にも着実に取り組む**
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

ロードマップ

R5～R7 <推進期>

中学校の休日の部活動の地域移行【改革推進期間】

<部活動>合同練習、拠点地による地域移行
 <地域SP>総合型クラブやスポーツ少年団の充実、民間クラブチームの対応、新たな実施主体構築

R8～R12 <発展期>

平日の部活動の地域移行・地域スポーツ構築

<部活動>地域クラブとの連携
 <地域SP>地域スポーツ・プログラム構築、アーバンスポーツの充実、健康・体力増進プログラム構築（健康ながさき21連携）など

R13～ <充実期>

地域のニーズに応じたスポーツの充実

地域、年代を超えたスポーツ交流の場の構築
 行政・民間・企業との連携、地域スポーツ・ボランティア体制構築など

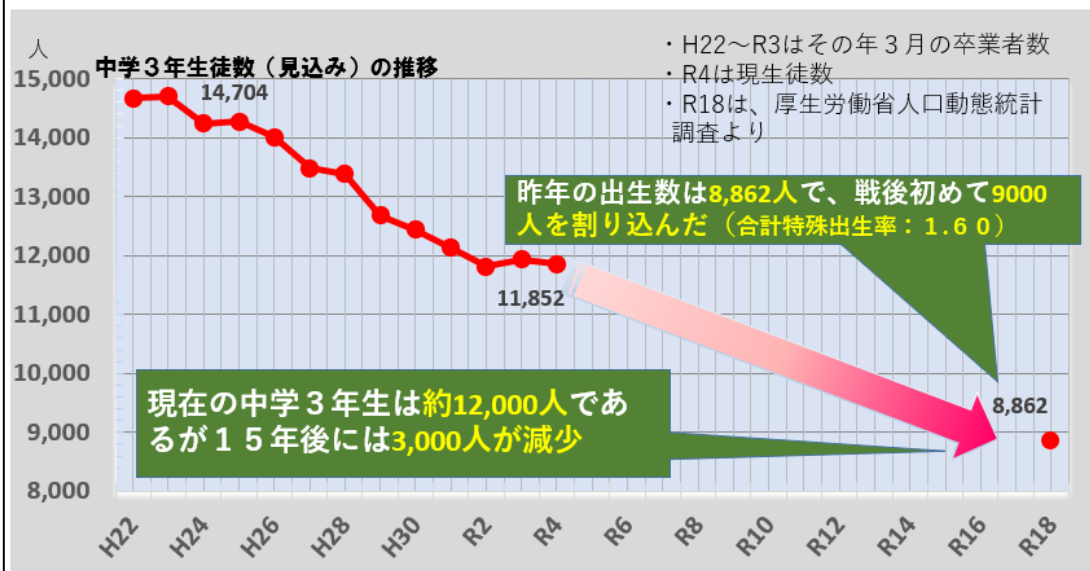
【推進計画】

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

本県における少子化・人口減少の加速化

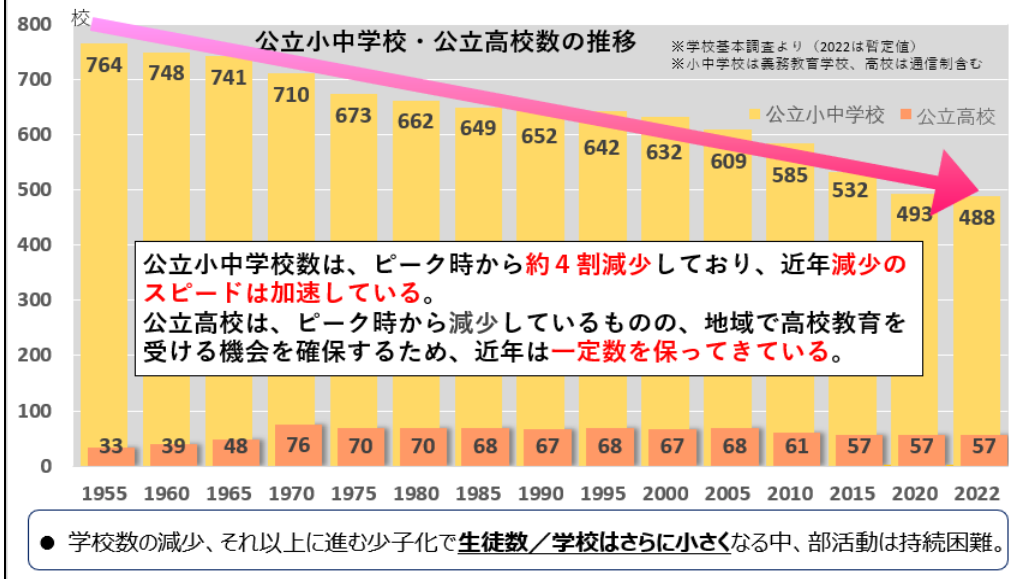
15年後の本県の中学3年生の数は3000人減少



【本県における少子化・人口減少の加速化】

本県の公立中学校の数と生徒数の推移

子どもの数の減少にあわせて、学校の数は減り続けている



【本県の公立中学校の数と生徒数の推移】

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

令和5年5月 県教育庁 体育保健課

地域で育む子どもの未来！！ 第1号

～ 中学校部活動の地域移行が始まります ～

●部活動の地域移行はなぜ必要なのでしょう？

学校の減少、それ以上に進む少子化で生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。



令和3年度の出生数は、8,862人で、戦後初めて9千人を割り込みました。

現在の中学3年生は約1万2千人であるが15年後には3千人減少します。

子どもたちの、地域におけるスポーツ機会の確保、多様なニーズに合った活動機会を作ることが課題です。

●部活動の地域移行の方法は？

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことが基本です。
- 目標時期：令和5年度の目標開始から3年後の令和7年度を目標としています。
- 各地域の実態や特性に応じて、様々なモデル・パターンを複合した取り組みや工夫により多様な地域モデルが考えられます。

●部活動の地域移行の仕組みは？

学校部活動	地域クラブ活動
<ul style="list-style-type: none"> ○学校が主体となって行われる部活動 ○学校の中で実施 ○複数校でまとまって一つの部活動を行う、合同部活動の導入や部活動指導員等の地域の人材を活用すること（地域連携）推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が主体として行われる部活動 ○市民体育館、公民館、学校体育施設など、多様な場所で実施 ○多世代・多層目な活動。

学校単位での部活動 例：○○中学校での部活動

地域クラブ活動 例：○○市町での地域クラブ活動

こちらもお覧ください

部活動改革ポータルサイト～学校部活動の地域移行・地域クラブ活動への移行に向けて～

https://www.mext.go.jp/a/yofa/kyo/sports/sportsreform02/1811192413_000033.htm

関係機関からのメッセージや部活動に関するガイドライン、全国の実例、各種制度、FAQ、広報資料等を紹介しています。

部活動改革

第2号につづく

【周知用配布チラシ 1】

令和5年7月 県教育庁 体育保健課

地域で育む子どもの未来！！ 第2号

～ 中学校部活動の地域移行が始まります ～

●学校部活動と地域クラブ活動の大きな違いは？

地域クラブは、学校以外の多様な主体によって実施されます。

【位置づけ】

学校部活動：学校教育の一環としての位置づけ

地域クラブ活動：学校教育活動外の社会教育法上の社会教育の一環としての位置づけ

●運営はどうなりますか？

地域クラブは、基本的に、実施主体の責任のもと、参加者の会員等で運営されます。保護者の理解と協力が必要です。

●地域移行にはどんな形態があるのですか？

様々な形態がありますが、1例をご紹介します。

A-1 既存の部活動の地域移行（既存の地域スポーツ団体の充実）

区分	主な運営主体
A-1	総合型地域スポーツクラブ

B-1 新たな部活動の地域移行（新たな地域スポーツ運営体制の構築）

区分	主な運営主体	活動拠点型
B-1	スポーツ協会・競技団体	運動拠点型

C-1 新たな部活動の地域移行（その他、企業・大学・高校との連携）

区分	運営主体
C-1	保護者会 高校連携型

※長崎県教育庁体育保健課ホームページ「長崎県運動部活動地域移行推進計画Ⅰ」より記載

子どもたちのスポーツ環境を守るため、何よりも各地域にマッチした取り組みが大切です。

第3号につづく

【周知用配布チラシ 2】

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

長崎県

観点：市区町村への支援

✓ 県教育委員会に部活動地域移行推進リーダーを配置し地域の実情に応じた地域移行の取組を推進

- 県教育委員会内に、部活動地域移行推進リーダーを配置するとともに、市町をグループ分けして課題の共有を図るなど推進体制を強化。
- 全市町の協議会等に積極的に参加し、情報提供を行うとともに、龍島を含め全ての地域において、実情に応じた、円滑な地域移行ができるよう具体的に指導助言。



北島列島 小値賀島

【スポーツ庁へ提供】



【長崎県の体制】

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

【人材バンク：長崎県スポーツクラブ活動・学校運動部活動指導者エントリーシステム（構築中）】公表不可

長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動 指導者エントリーシステム(仮) 募集案内

長崎県教育委員会では、中学校における運動部活動の地域移行の一環として、地域で行われる「地域スポーツクラブ活動」や「学校運動部活動」の指導に携わっていただく方を募集しています。

1 長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動 エントリーシステムとは

県内の公立中学校の運動部活動の地域移行に伴い、「地域スポーツクラブ活動指導者」や「学校運動部活動外部指導者（外部コーチ）」として登録していただいた人材を、運動部活動の地域移行をすすめている。市町等を通じて、公立中学校や地域スポーツクラブ等に情報提供をします。


募集する人材

地域スポーツクラブ活動指導者

- ・社会教育の一環に位置づけられる「地域スポーツクラブ活動」の指導を行います。
- ・クラブにおける技術的な指導が基本ですが、クラブによって多様な形態があります。
- ・勤務日、報酬等の勤務条件は、活動の実施主体となる各運営団体の規定に基づきます。

学校運動部活動外部指導者（外部コーチ）

- ・学校教育の一環として位置づけられる、「学校運動部活動」の指導を行います。
- ・顧問の教員と連携を取りながら技術指導等に従事します。
- ・指導にかかる条件等は、市町教育委員会・学校により異なります。



2 部活動地域移行とは

学校の部活動は、子どもたちにとって、スポーツや芸術文化等の活動機会であるとともに、貴重な人間形成の機会ですが、少子化による生徒数の減少に伴い、活動に必要な部員を維持できない等、全国的に従来通りの部活動の継続が難しくなっています。

このような状況を受け、国は、令和5年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動（地域クラブ活動）に移行する方針を示しています。

なお、地域スポーツクラブ活動の実施主体は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ団体、民間事業者、大学、クラブチーム等多様な主体が考えられ、長崎県においても各市町の検討が進められており、地域の実情に応じて体制が整備されているところです。

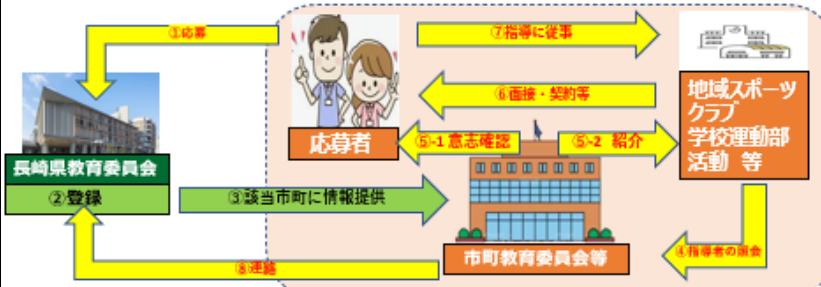
3 応募資格

- ・満18歳以上で、本募集案内に記載事項に同意できる方
- ・「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」あるいは「各市町が策定している方針」等を遵守できる方。
- ・県内の公立中学校における運動部活動の他、地域スポーツクラブ活動等での指導が可能の方。（登録の段階では、教員免許状や競技指導資格等の条件は設けておりません。）
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び、学校教育法（昭和22年法律第26条）第9条の欠格事項に該当する等、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる方は登録できません。

【募集要項 表】

4 応募から指導に従事するまでの流れ

- ① 応募者は、「指導者エントリーシステム」応募フォームにより申し込みます。
- ② 県は、応募内容を確認の上、「長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動指導者エントリーシステム」に登録します。
- ③ 県は必要に応じて、該当市町等に情報提供します。
- ④ 地域スポーツクラブ等は市町等に指導者の照会をします。
- ⑤ 市町等は応募者への意志確認（⑤-1）後、地域スポーツクラブ等への紹介（⑤-2）をします。
- ⑥ 地域スポーツクラブ等は応募者と面接・契約等を実施します。
- ⑦ 応募者は、地域スポーツクラブ等で指導に従事します
- ⑧ 市町等は県に採用等についての連絡をします。




5 登録方法

右の二次元バーコードまたはURLから応募フォームにアクセスし必要事項を入力

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcaetop01/list/1372413_00003.htm

上記の方法で登録できない場合は、県体育保健課 Tel.095-894-3393 までご連絡ください。


見本




6 その他

- ・登録情報については、指導者を選考、任用する目的のため、長崎県教育委員会その他、関係市町教育委員会等と学校、地域スポーツクラブ等で共有します。目的外での使用は一切いたしません。
- ・登録者が必ず任用されるわけではありません。
- ・登録後に内容の変更や抹消を希望される場合は、下記にお問合せ下さい。
- ・登録後は、原則として申し出がない限り継続されますが、長期に渡って連絡が取れない等、管理者が登録を抹消することが適当と判断する場合はこの限りではありません。

7 お問い合わせ

長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班 

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話：095-894-3393



【募集要項 裏】

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

【人材バンク：長崎県スポーツクラブ活動・学校運動部活動指導者エントリーシステム（作成中）】公表不可



NAGASAKI
地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動
指導者 エントリー システム
中学校部活動の
地域移行が本格始動！
あなたの力を
お貸してください！

長崎県教育委員会では、県内の公立学校で行われる「部活動」や各地域で部活動に代わって行われる「地域クラブ活動」の指導者の候補者として登録していただける方を募集しています。

- スポーツの指導経験のある方
- 競技経験があり、指導可能な方

長崎県の子どもたちのために、登録をご検討ください。

ご登録はこちらから

<http://www.nec.ed.jp/sports/entry/entry.html?lang=ja>

長崎県教育庁 体育保健課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3393

長崎の子どもたちのために

【周知用チラシ】



長崎県 電子申請システム

プレビュー 長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動
「指導者エントリーシステム」(仮)

長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動「指導者エントリーシステム」(仮)

1. 基本事項・連絡先等

注) 必須の項目は必ずお答えください。

(1) 募集案内の内容に係る同意 **必須**

募集案内に係る同意について、記載内容を確認し、「同意する」場合はチェックを入れてください。
募集案内はコチラ：

同意する

【入力画面案】

3. 今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

部活動の地域移行に関するロードマップ



R5～R7 <推進期>

中学校の休日の部活動の地域移行【改革推進期間】

<部活動> 合同練習、拠点校による地域移行

<地域SP> 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の充実、民間クラブチームの対応、新たな実施主体構築

R8～R12 <発展期>

平日の部活動の地域移行・地域スポーツ構築

<部活動> 地域クラブとの連携

<地域SP> 地域スポーツ・プログラム構築、アーバンスポーツの充実、健康・体力増進プログラム構築（健康ながさき21連携）など

R13～ <充実期>

地域のニーズに応じたスポーツの充実

地域、世代を超えたスポーツ交流の場の構築

行政・民間・企業との連携、地域スポーツ・ボランティア体制構築など

**【長崎県長崎市】
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(運動部活動の地域移行に向けた実証事業)**

自治体名	長崎県長崎市
担当課名	長崎市教育委員会学校教育部健康教育課
電話番号	095(829)1197

1. 自治体の基本情報

基本情報

人口 (R6.1月末現在)	395,438 人	部活動数 (R5.5.1現在)	運動部 291 部活 文化部 48 部活
公立中学校数 (R5.5.1現在)	36 校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
公立中学校生徒数 (R5.5.1現在)	8,341 人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	ガイドライン及び推進計画を盛り込んだ活動指針を策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

(1) 長崎市の現状

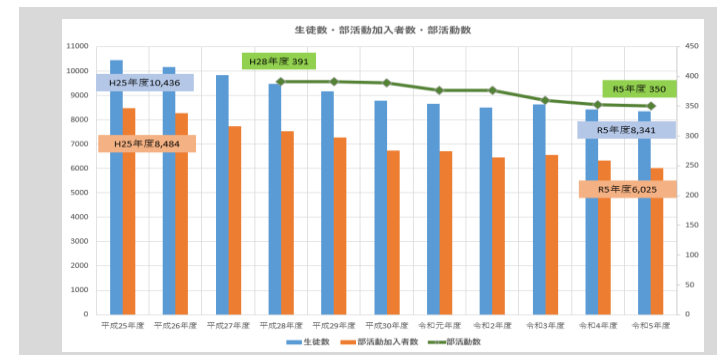
ア 学校数・部活動数（文化部を含む）

中学校36校 生徒数8,341人 部活動数339部

部活動加入者数6,025人（加入率72%）

イ 部活動の運営は、学校と部活動振興会

ウ 生徒数の減少に伴い、部活動加入者数も減少している。また部活動加入率も年々減少傾向にある。（右図参照）



- ・ 少子化による学校の小規模化が進行
- ・ 部員不足や、専門的な指導力を有した教職員の減少
- ・ これまでのような体制で部活動を継続していくことが困難
- ・ これらの課題は学校現場だけで解決することが困難

1. 自治体の基本情報

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

(2) 課題

ア 指導者・運営主体の確保

- ・ 部活動指導員 4 人
- ・ 課外クラブサポーター（外部指導者）中学校 258 人
- ・ 地域クラブ活動の指導を希望する教職員（兼職兼業申請）
- ・ 現在の指導者以外の新たな人材確保

イ 運営主体の確保

- ・ 運営主体となる団体等の確保

ウ 練習場所の確保

- ・ 場所の確保や利用方法
- ・ 市の施設の減免利用の検討

エ 活動場所までの移動手段

- ・ 現在、各学校での活動のため特に必要なかったが、活動場所までの移動が必要。

オ 学校との情報共有

・ 地域に根差した取組が可能である反面、子どもの情報共有など積極的に学校と地域との連携が必要。

カ 活動費・会費等

- ・ 保護者負担額の増加（現行の部活動の「部費」として支払っているが右図を参照）
- ・ 現在の経済的困窮家庭への支援

アンケート（意向調査）を実施し、部活動から継続して指導を依頼する

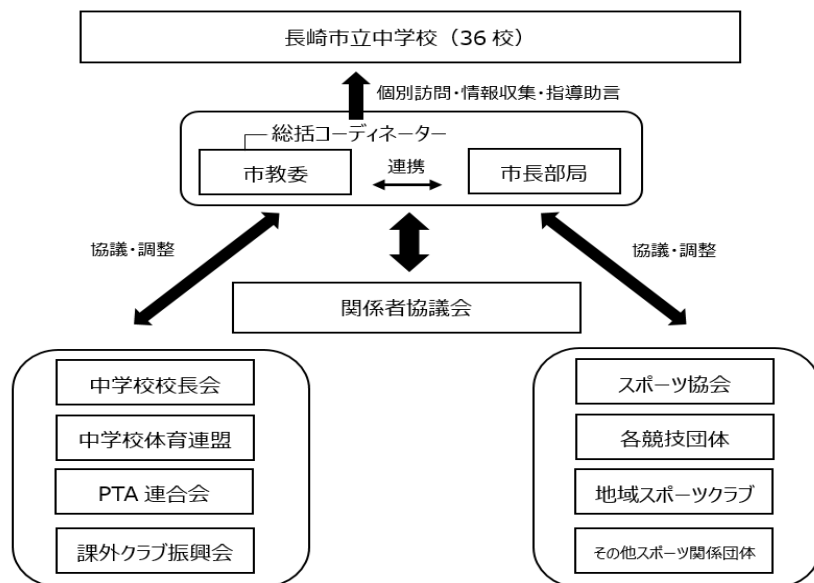
部活動の保護者負担について（市立中学校の一例）

	部名	入会金	部費（月）	年間総額
運動部	バスケットボール	4,000	2,500	34,000
	バレーボール	4,000	2,000	28,000
	卓球	4,000	1,200	18,400
	ソフトテニス	4,000	1,000	16,000
文化部	吹奏楽	4,000	3,000	40,000
	茶道	4,000	0	4,000

2. 実証内容と成果

運営体制・役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

- **教育委員会**（健康教育課、学校教育課）
 - ・校長会、学校との連絡調整、指針の策定
 - ・学校や保護者会への説明、及び支援や指導助言
 - ・地域連携（合同部活動及び拠点校部活動）の推進
- **首長部局**（スポーツ振興課、文化振興課）
 - ・指針の策定
 - ・各関係団体との連絡調整、活動場所の確保、指導者の確保

年間の事業スケジュール

- ・希望する学校及び関係諸機関（PTA、校長会等）への説明会の実施（通年）
- ・各競技団体と意見交換、協議を実施（通年）
- ・長崎市中学校部活動地域移行関係者協議会の開催（7月、11月、1月）
- ・長崎市議会「部活動の地域連携のあり方検討」特別委員会（4月～1月）
- ・「長崎市地域クラブ活動指針」及び「長崎市中学校地域連携実施要項」の策定（3月）
- ・教職員への説明（3月）
- ・保護者及び指導者への説明会の開催（3月）
- ・教職員および指導者アンケート（意向調査）の実施（3月）
- ・「地域移行通信」の発行（通年）

2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

拠点校数	1校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	軟式野球
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	1部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	長崎市立土井首中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	1部活
地域クラブ活動で実施した種目	軟式野球
運営主体名	土井首ベースボールクラブ
運営類型	その他（保護者会）
1週間あたりの平均的な活動回数	平日2回、休日1回程度
指導者の主な属性	他校の教職員 （長崎市立中学校 保健体育科教諭）
活動場所	長崎市立土井首中学校運動場
主な移動手段	徒歩 保護者による送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	月1,000円 ※部活動と同額の負担
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）

	(平日)	(平日の一部、休日)
形態	部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校 振興会	保護者会
指導者	顧問 外部指導者	他校の教職員 他数名

2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

拠点校数	1校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	バスケットボール
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	1部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	長崎市立琴海中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	1部活
地域クラブ活動で実施した種目	バスケットボール
運営主体名	琴海バスケットボールクラブ
運営類型	その他（保護者会）
1か月あたりの平均的な活動回数	平日2回、休日1回程度
指導者の主な属性	民間の指導者 （移行前の部活動外部指導者）
活動場所	長崎市立琴海中学校運動場
主な移動手段	徒歩 保護者による送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	月2,000円 ※部活動の部費を合算
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）

	(平日)	(平日の一部、休日)
形態	部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校 振興会	保護者会
指導者	顧問 外部指導者	これまで指導に携わった 外部指導者

→

2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

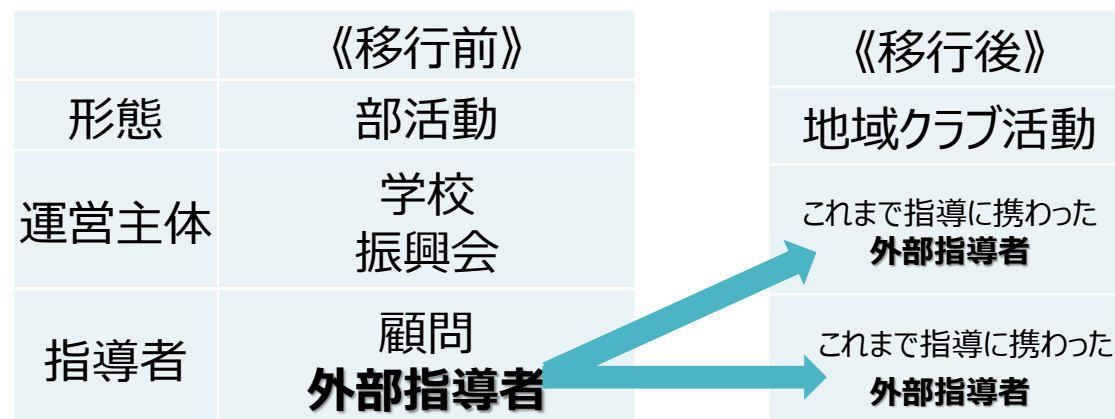
拠点校数	1校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	バスケットボール
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	1部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	長崎市立日見中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	1部活
地域クラブ活動で実施した種目	バスケットボール
運営主体名	イースタンNAGASAKI
運営類型	その他（指導者）
1か月あたりの平均的な活動回数	1週間で5日間
指導者の主な属性	民間の指導者 （移行前の部活動外部指導者）
活動場所	長崎市立日見中学校体育館
主な移動手段	徒歩 保護者による送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	月5,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

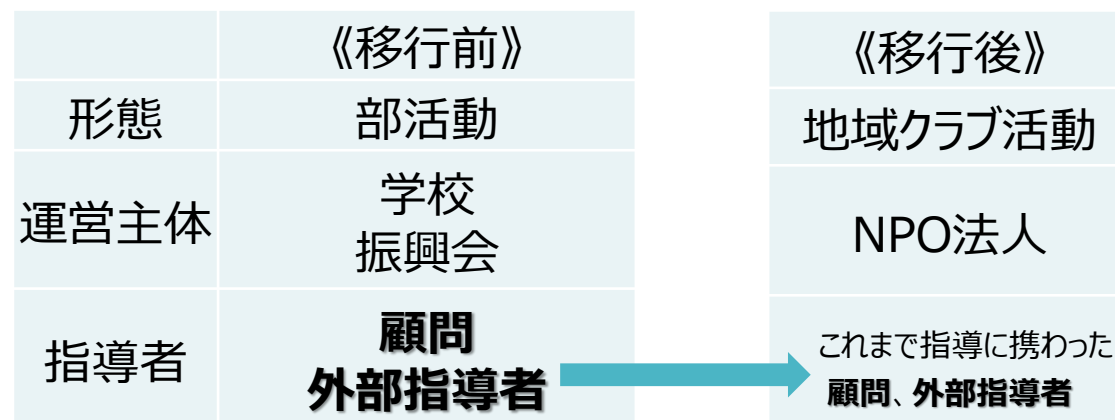
拠点校数	1校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	バスケットボール
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	1部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	長崎市立山里中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	1部活
地域クラブ活動で実施した種目	バスケットボール
運営主体名	NAGASAKI Celeste Falcons
運営類型	任意団体設立型（NPO法人）
1か月あたりの平均的な活動回数	1週間で5日間
指導者の主な属性	自校の教職員 （移行前の部活動の顧問と外部指導者）
活動場所	長崎市立山里中学校体育館、他民間施設
主な移動手段	徒歩 保護者による送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	月3,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



2. 実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保証・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取り組み

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

▼取組項目名：ア. 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- ・ 長崎市の方向性の決定
- ・ 地域クラブ活動指針の策定
- ・ 教育委員会事務局に総括コーディネーターを配置し、長崎市中学校体育連盟による実態調査の結果をもとに、まずは早期に移行可能と思われる学校や部活動との連絡調整・指導助言を行いながら、年度内のできるだけ早い時期の移行を目指す。そのうえで、他市町の情報なども収集しながら、令和5年度内に移行可能性のある学校や部活動に対するアプローチを進めていく。

取組の成果

- ・ 長崎市中学校部活動関係者協議会を令和5年度に3回開催して協議を重ね、市としての方向性やスケジュールを決定した。また、方向性や地域移行の進め方などを盛り込んだ「長崎市地域クラブ活動指針」を策定した。
- ・ 中体連各競技専門部や各競技団体と地域移行についての協議や意見交換を重ねた結果、令和5年度に4つの地域クラブが設立された。
- ・ 指導者の確保のため、教職員や外部指導者を対象にアンケート（意向調査）の実施。
- ・ 保護者や指導者を対象にした部活動地域移行説明会の実施。

特に工夫した事項

運営主体が整い、指導者が確保できた部活動から順次地域移行することを方針として示した。また、地域クラブ活動指針の中で令和9年度の新チームが切り替わる時期（6～9月頃）までに休日の部活動を完全に地域クラブへ移行することを示した。ゴールを明確にしたことにより、それぞれが当事者意識を持ち、積極的に移行が進むことが期待できる。

今後の課題と対応方針

地域クラブ活動指針や進め方等について、教職員、保護者、指導者への周知や理解を深めることや指導者の確保が今後の大きな課題である。令和5年度末に保護者や指導者向けの説明会を4回実施し、動画でも配信する。理解が進むほど多くの疑問が生じることから、コーディネーターを中心に個別に対応していく。人材確保については、アンケート（意向調査）の結果を最大限に活用し、現在の指導者に継続して指導にあたっていただくようアプローチする。また、県の人材バンクを有効活用する。

2. 実証内容と成果

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

長崎市地域クラブ活動指針概要

◇ 長崎市における学校部活動の現状と取組

- (1) 現状 長崎市でも特に持続可能性という面で厳しさ。生徒数の減少が加速化。
 (2) 目指す姿
 ○将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保
 ○地域に持続可能な多様なスポーツや文化芸術活動の環境を整備、多様な体験機会を確保
 「方針」 休日の部活動を地域クラブに移行、可能な範囲で順次平日の活動も地域移行
 「方針に向けての進め方」
 ア 単独でできる部活動 → 地域クラブへ移行
 イ 単独では部員不足、存続できない部活動 → 地域連携 → 地域移行
 ウ すでに移行先がある部活動 → それぞれの団体での活動に移行

◇ 休日の部活動の地域移行推進計画

- (1) 休日の部活動の地域移行スケジュール R9休日の完全移行を目指す ※指針P6参照
 (2) 年度ごとの具体的な進め方

	行政が行うこと	学校・各部活動・地域クラブが行うこと
R5	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保護者、指導者に指針の説明 指導者の意向確認 事業者、団体等の情報提供 立ち上げに際し助言等支援 	<ul style="list-style-type: none"> 単独で部活動を実施。 単独での活動が難しい部は地域連携を検討 環境が整った部は、休日の地域移行 平日の地域移行は、可能であれば進める
R6	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携（合同部活動・拠点校部活動）の枠組みを示す 県の人材バンクの活用、競技団体等と連携し指導者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点校部活動の活動の場の確保 地域クラブ活動の「運営主体」を事業者や団体等に依頼するか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択
～7		
R8	<ul style="list-style-type: none"> 完全地域移行に向けて環境整備 地域連携→休日の地域クラブ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 受け皿となる団体等の活用、保護者会が準備 地域連携→休日の地域クラブ移行
R9	<ul style="list-style-type: none"> 新体制になる時期からの、休日の完全地域移行に向けて環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新体制になる時期からの、休日の完全地域移行を目指す

(3) 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

<p>【地域連携】(学校部活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合同部活動（近隣の複数校で種目・活動ごとに合同で実施） ○拠点校部活動（部活動がないこと等の場合に、希望する生徒を他の学校が受け入れる） <small>（※合同部活動、拠点校部活動の詳細については、市教育委員会発出の実施要項参照）</small>
<p>【地域移行】(社会教育活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域クラブ（生徒が希望する地域クラブを選択して活動） ○民間のクラブ・スイミングクラブ・道場・絵画教室等（生徒の活動の場の一つ）

1

◇ 地域クラブ活動の運営

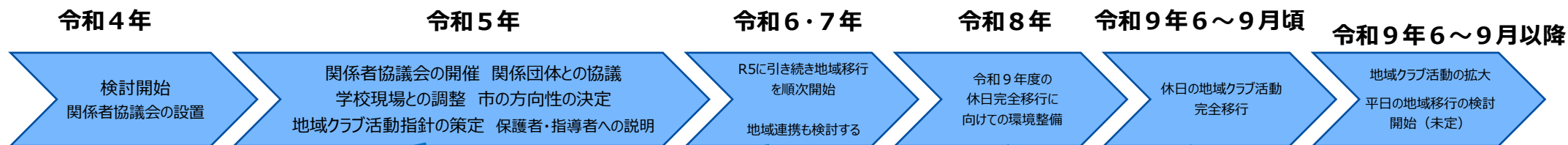
(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- ア 地域クラブ活動
 ・部活動から移行 ・社会教育活動として位置づけ・学校と連携 ・本指針に沿って活動
- イ 運営団体・実施主体
 ・地域の団体は、多様なものを想定。・保護者会が中心となることも ・規約の作成
- ウ 指導者
 ・合同部活動の指導に部活動指導員の登用 ・課外クラブサポーターを継続 人材バンク
- エ 適切な指導の実施
 ・専門性や資質・能力を有する指導者を確保 ・指導者の養成や資質向上の取組
 ・勝利至上主義に陥らない、健康管理、安全管理を徹底、体罰・暴言・ハラスメント根絶
 ・生徒及び保護者との十分なコミュニケーション、合理的かつ効率的・効果的な練習導入
- オ 適切な休養日等の設定
 学校部活動に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定する。 ※指針P12参照
- カ 活動場所
 ・地域の中学校を活用。その際、学校との協議が必要 ・活動の利用ルール等を策定
 ・施設等の低廉な利用料を検討 ・移動は徒歩・公共交通機関、責任等は保護者に一任
- キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について
 ・必ず健康観察を行い、施設、用具について安全確認を実施 ・個人差、能力差に配慮
 ・熱中症防止で、暑さ指数（WBGT）等をもとに、練習強度、活動時間等柔軟に対応
 ・医療機関や緊急連絡先等を整備 ・災害共済給付の適用外、任意加入の保険で手続き
- ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 ・経費は原則受益者負担。極端な負担増にならないよう、可能な限り低廉な会費を設定。
 ・困窮家庭の支援等については、国の動向を注視。・寄附等の支援に対する体制の整備
- ケ 事故等の対応と保険の加入
 ・活動中の事故は、運営団体がその責任を負う。指導者や参加生徒に対して十分な理解
 ・任意の保険に加入。・賠償責任も想定し、個人賠償責任も対象の保険への加入を推奨
- (2) 学校との連携等
 ・学校は設立に際し協議の場を設け、活動のルール等、内容について共通理解と情報共有
- (3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
- ア 大会等への参加の引率
 ・地域クラブ活動における大会の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行う
- イ 大会運営への従事
 ・地域クラブ活動の指導者に大会に従事することを明確化 ・適切な服務監督
- ウ 大会の参加について
 参加回数について生徒や保護者の理解を得られるよう配慮し、適正な回数に精選する。

2

2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス



「行政」

- ・学校、保護者、指導者等へ説明会を実施。（市の方針、スケジュール等の周知）
- ・休日の地域移行に向けて、課外クラブサポーターと教職員の意向確認を行い、指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員については兼職兼業を進める。）
- ・受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供を行う。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で部活動を実施。単独での活動が難しい部については、地域連携で合同部活動を検討する。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域移行を進める。その際の運営主体は保護者会、指導者、地域のスポーツクラブ等、多様なものが想定される。
- ・平日の地域移行については、可能であれば進めていく。

「行政」

- ・地域連携（合同部活動・拠点校部活動）の枠組みを示し、必要としているところから進める。
- ・受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供を行う。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、競技団体等と連携し指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で学校部活動を実施、単独での活動が難しい部は合同部活動を実施。
- ・拠点校部活動を希望する生徒については、活動の場の確保に努める。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域移行を進める。
- ・地域移行に備えて、地域クラブ活動の「運営主体」を事業者や団体等に依頼をするか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。
- ・平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

「行政」

- ・令和9年度の休日の完全地域移行に向けて環境整備を進める。
- ・地域連携から、休日の地域クラブへ移行を進める。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、各種団体等と連携し指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・各部活動は、運営主体について受け皿となる団体等があれば活用を図る。受け皿がない場合は、保護者会が中心となって地域クラブを立ち上げる準備を進める。
- ・地域連携を行っている部活動は、休日の地域クラブへの移行の準備を進める。
- ・平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

「行政」

- ・1・2年生の新体制になる時期（6月～8月）からの、休日の完全地域移行に向けて環境整備を進める。
- ・地域連携から、休日の地域クラブへの移行を進める。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、各種団体等と連携し、指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

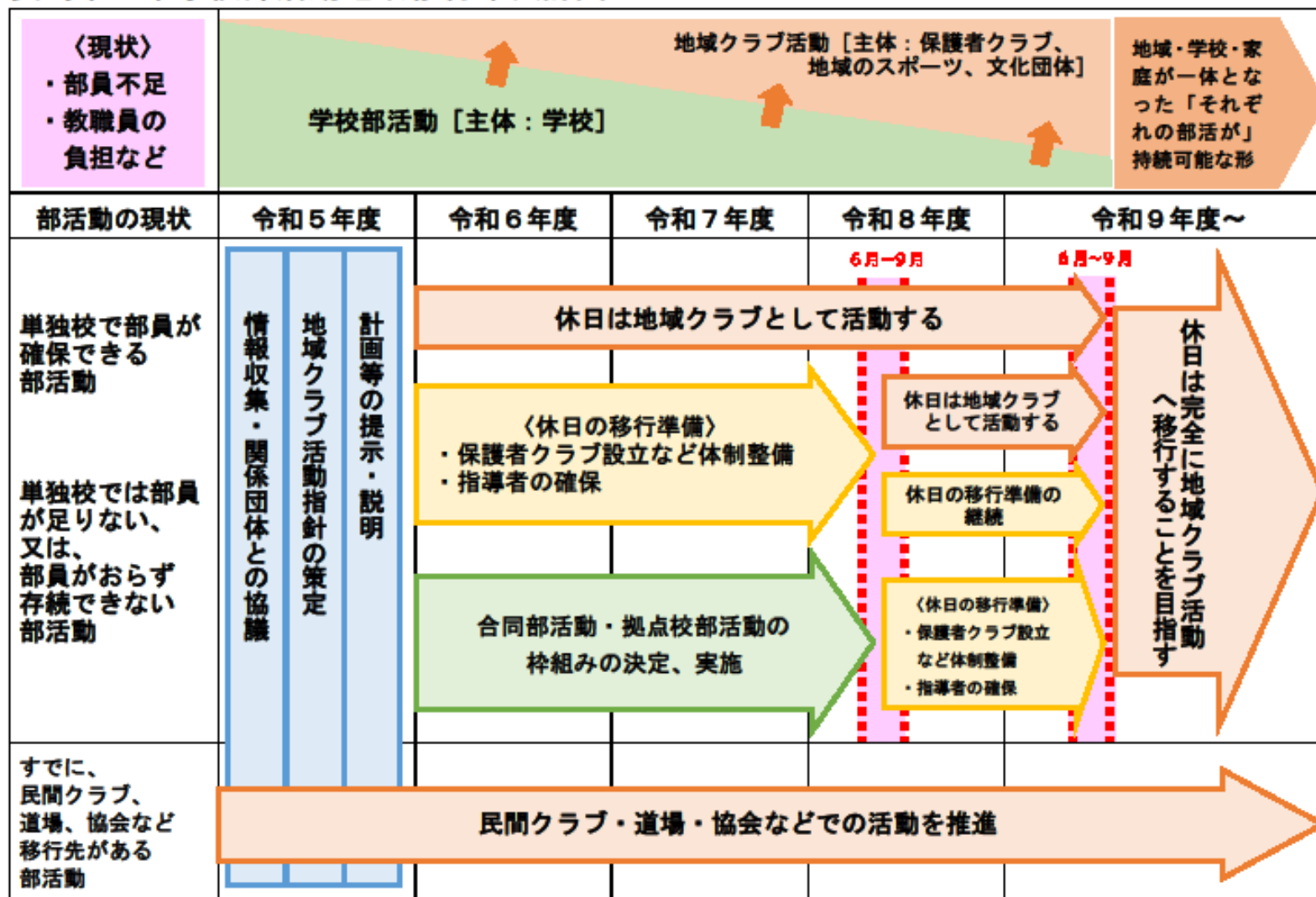
「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・各部活動は、3年生が部活動を引退し、1・2年生の新体制になる時期（6月～8月）からの、休日の地域移行を目指す。
- ・運営主体は、各種団体、保護者会が中心となることが想定される。
- ・平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

3. 今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

長崎市立中学校部活動地域移行年次計画



**【長崎県大村市】
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）**

自治体名	長崎県大村市
担当課名	教育委員会学校教育課
電話番号	0957-53-4111

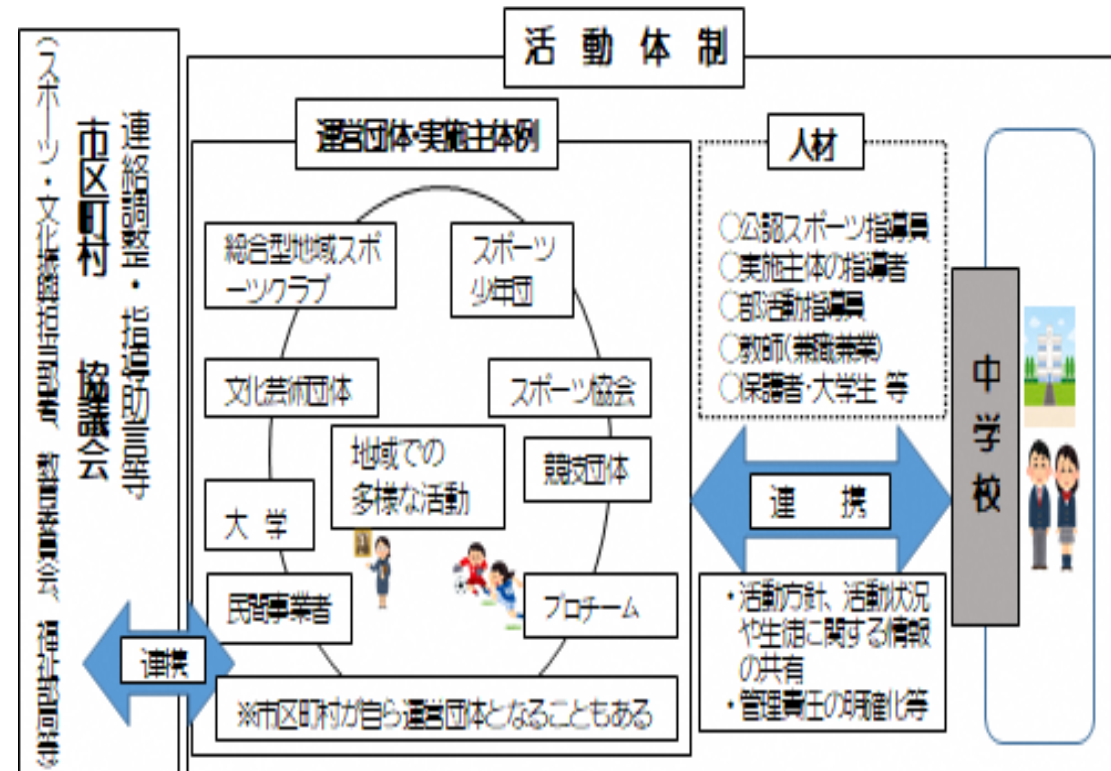
1. 自治体の基本情報

基本情報

人口	9 8 5 9 3 人	部活動数	8 8 部活
公立中学校数	6 校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	中学校部活動の地域移行在り方検討会、学校教育課内検討会
公立中学校生徒数	3 0 7 5 人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	令和5年度のスケジュール作成、大村市の休日部活動の地域移行方針作成

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

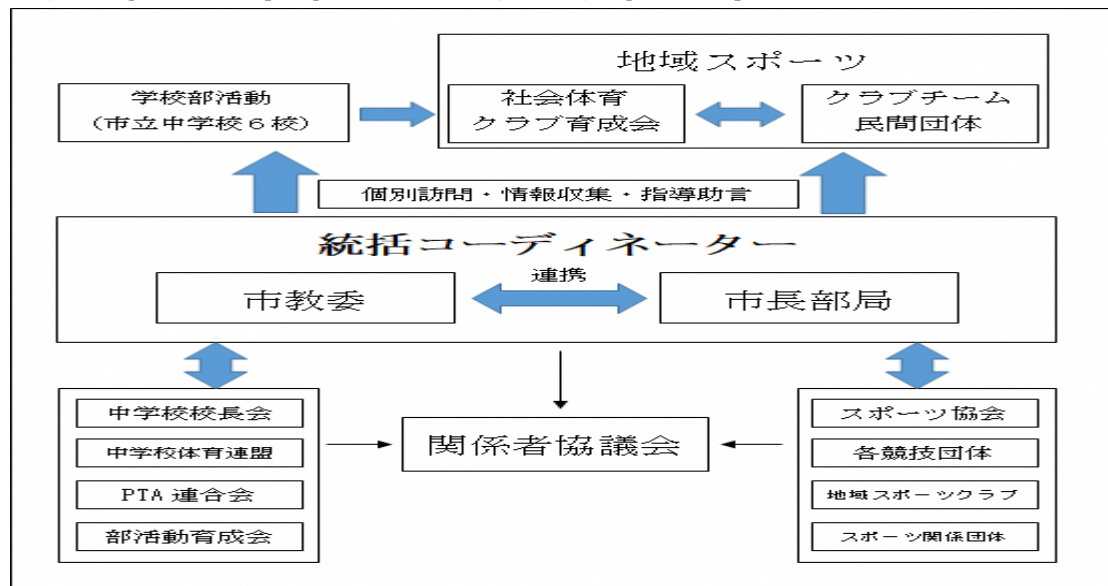
- このことを進めるにあたり、生徒数の変遷を調査した結果、大村市の場合、令和11年度までは生徒数は微増の状況であり、現状の学校部活動と社会体育を併存させる形で対応できると判断した。
- 現在、大村市では教職員の勤務時間終了の16時30分から18時30分までと、週休日の部活動を社会体育と呼び活動している。まずは、週休日の部活動、つまり社会体育を地域クラブ活動として移行するよう準備している。
- 令和5年度の地域移行スケジュールを作成し、スポーツ振興課、校長会等に部活動の地域移行について説明し、話し合いを行った。
- 地域連携を進めるために、スポーツ協会、PTA連合会、育成会、中体連等、21名からなる「中学校部活動の地域移行の在り方協議会」において説明し、意見交換を行った。
- 地域移行をする場合に、必要となる地域の部活動指導者、教職員(兼職兼業)等の人数を把握するためにアンケート調査を実施した。
- 課題として、部活動の地域移行を行った場合、地域の指導員の確保と、報酬の助成となる予算措置、また、保護者の中に部活動は教職員がしてくれるものと考えており、意識の啓発活動の必要性があげられた。



2. 実証内容と成果

運営体制・役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

● 教育委員会（学校教育課）

学校教育課に所属する総括コーディネーターが計画推進を行い、校長会、体育連盟、PTA連合会、部活動育成会に部活動の地域移行について説明や話し合いを行った。

● 首長部局（スポーツ振興課）

学校教育課の担当者と総括コーディネーターがスポーツ振興課と打ち合わせを行い、スポーツ協会、各競技団体等と連携し地域人材の把握、また、地域指導者への資格取得のための研修会等の開催について役割分担を行った。

年間の事業スケジュール

- 3・4月 総括コーディネーターの配置について検討
- 4月 総括コーディネーターの位置づけと活用について
- 12月 総括コーディネーター着任
- 12月 今年度分のスケジュール作成
(学校教育課内での検討会(A・B・C)、在り方協議会の構成員及び開催日の決定、スポーツ振興課との打ち合わせ等)
- 1月 校長会での説明(休日部活動の地域移行及び教職員へのアンケート実施)。検討会A・B(大村市の休日部活動の地域移行に向けて検討会)
- 2月 検討会C(大村市の休日部活動の地域移行に向けて)。第1回在り方協議会(休日部活動の地域移行及び大村市の休日部活動の地域移行について説明、質疑応答、意見交換)。検討会A・B(関係者協議会における課題整理と検討、令和5年度のまとめ、令和6年度のスケジュール等)
- 3月 検討会C(令和6年度のスケジュール決定)。校長会で令和6年度のスケジュール及び新たな連絡事項について説明

2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

拠点校数	0 校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	サッカー,男子バスケットボール,女子バスケットボール,野球・・・
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	0 部活	なし	

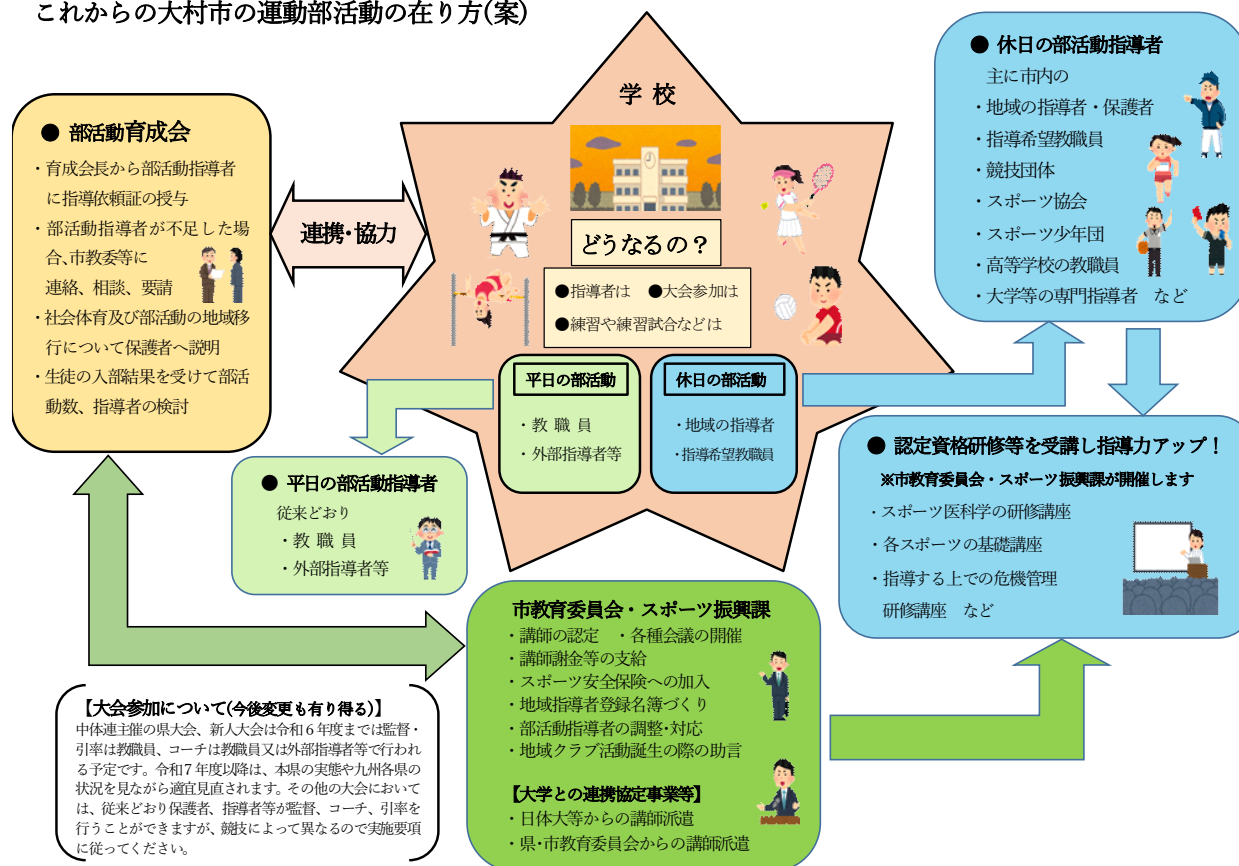
主な取組例

▼活動概要

活動実績なし

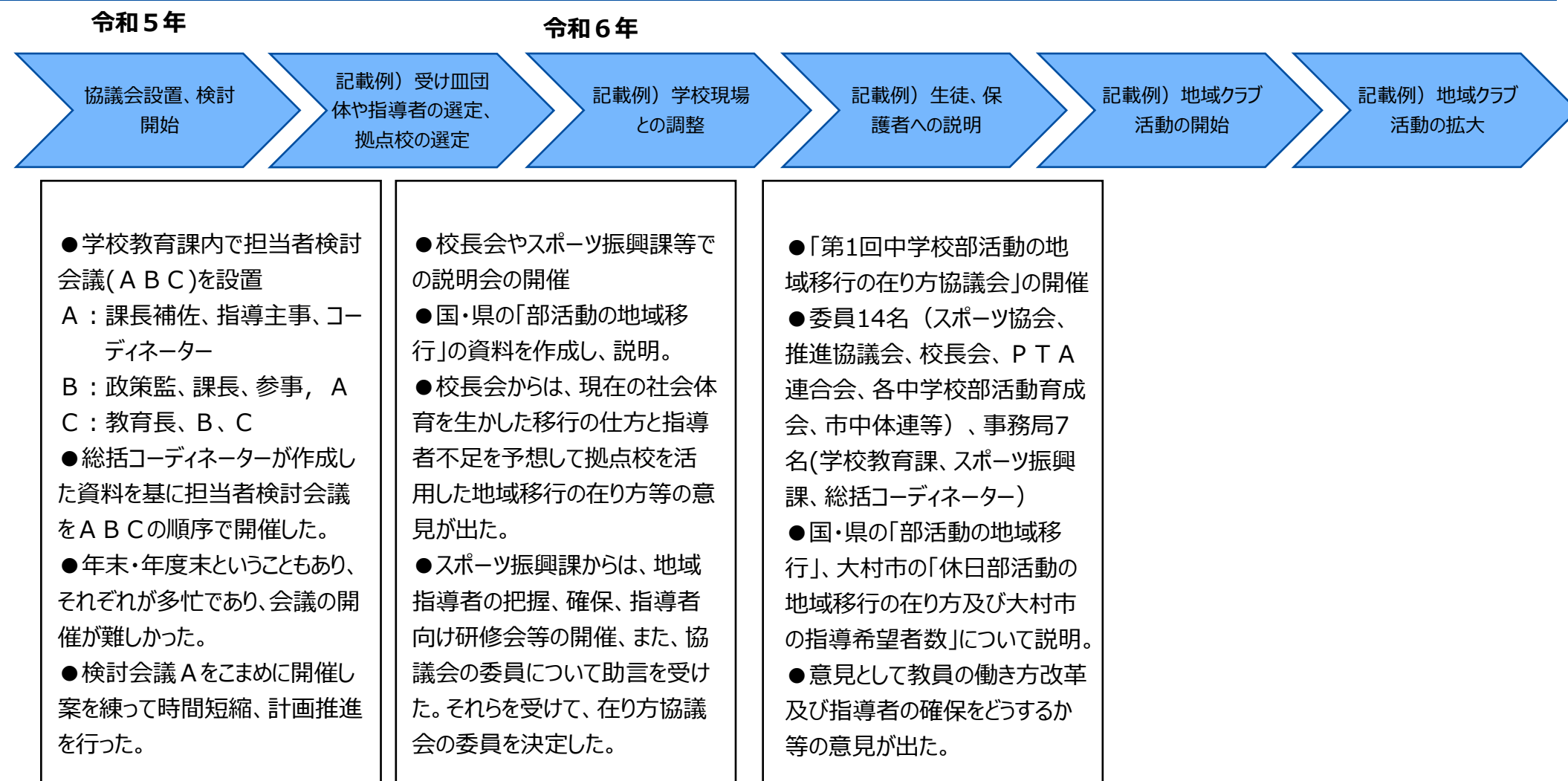
▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）

これからの大村市の運動部活動の在り方(案)



2. 実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス



3. 今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

